大阪府立上方演芸資料館収蔵資料撮影規程

（目的）

第１条　この規程は、大阪府立上方演芸資料館（以下「資料館」という。）が収蔵する資料（映像・音声資料を除く。）の撮影を行う場合の手続等に関し、必要な事項を定める。

（申込方法等）

第２条　収蔵資料の撮影は、次の手続によるものとする。

２　撮影を希望する者（以下「申請者」という。）は、撮影申請書（様式１）（以下「申請書」という。）に、必要事項を記入し、資料館に提出するものとする。

３　資料館館長は、前項の規定による申請に基づき、撮影の可否を決定し、その結果を、撮影承認決定通知書（様式２－１）又は撮影不承認決定通知書（様式２－２）により申請者に通知するものとする。

（利用範囲等）

第３条　資料の利用範囲は、申請書に記載された申請者及び目的等に限定する。

２　撮影を承認された者（以下「利用者」という。）は、資料館と協議の上決定した日時に資料館内において撮影できるものとする。なお、資料館は、撮影の際、免許証等、本人確認できる書類の提示を求めるものとする。

３　一度の申請手続によって撮影することのできる資料の数は３点以内とする。ただし、資料館館長が必要と認めるときは、この限りでない。

４　利用者は、撮影が終わった後、資料を返却しなければならない。

５　資料館は、資料に不備又は損傷等が生じていないことを確認した上で、返却の手続を終えるものとする。

（手数料）

第４条　撮影に係る手数料は無料とする。

（資料の取扱い）

第５条　利用者は、善良な管理者の注意をもって、資料を取り扱わなければならない。

２　撮影した資料は、改変やイメージを傷つける利用をしてはならず、作品の部分利用やトリミングを予定している場合は、申請書にあらかじめその旨を記入するものとする。

（原状回復義務）

第６条　利用者が、故意又は過失により資料を損傷し、又は紛失した場合は、速やかに原状に回復し、代物を弁償し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他大阪府知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（権利処理）

第７条　利用者は、著作権法等関連法規を遵守しなければならない。

２　資料館館長は、著作権その他の諸権利について、権利処理の問題が生ずるおそれがある場合は、利用者に対して、自らの責任において必要な権利処理を行うよう条件を附すものとする。

３　利用者が前項の処理を怠ったことによって生じた利用者又は第三者に対するいかなる損害について、大阪府は一切の責任を負わないものとする。

（表示等）

第８条　利用者は、撮影した資料を利用する場合、資料館の所蔵する資料である旨の表示を行わなければならない。

２　資料に基づき作成したキャプション等については、十分に確認の上、記載するものとし、それらの説明等に係る問題が生じた場合は、利用者の責任において処理を行わなければならない。

（報告）

第９条　利用者は、目的の利用が終わった後30日以内に、実績報告書（様式自由）を提出するとともに、印刷物等の複製物や利用実態が把握できるものを２部提出するものとする。

（禁止事項等）

第10条　利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがある場合には、資料館館長は撮影の承認を取り消し、差し止めるほか、それ以降の撮影を認めないことができる。

２　前項の規定により利用者が撮影の承認を取り消されたことに起因又は関連して生じた利用者又は第三者に対する損害について、大阪府は一切の責任を負わないものとする。

３　利用者は、撮影した資料の利用に関連して大阪府に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他大阪府知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、撮影に係る手続等に関し必要な事項は、資料館館長が定める。

２　劣化の著しい資料、個人情報の掲載がある部分等については、必要に応じて、利用制限をすることができる。

附則

この規定は、平成28年２月９日から施行する。

附則

この規定は、令和３年６月１日から施行する。